

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第2回朝霞市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	午前10時00分から 令和3年10月12日（火） 午前11時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市リサイクルプラザ 3階活動室	
出 席 者	（審議会委員 10人） 松波会長、関口副会長、山下委員、野平委員、大川委員、遠藤委員、柳下委員、大村委員、高橋委員、松下委員 （事務局 7人） 渋谷資源リサイクル課長、木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐、鈴木主幹（朝霞和光資源循環組合）、早川リサイクルプラザ所長、川合施設管理係長、高橋資源リサイクル係長、中原資源リサイクル課主事	
会 議 内 容	議題 （1） 朝霞市・和光市ごみ処理広域化について （2） その他	
会 議 資 料	○次第 ○資料 朝霞市和光市ごみ処理広域化について	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後6か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人 0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、令和3年度第2回朝霞市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。朝霞市資源リサイクル課の木田と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の開催にあたり、『審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき本審議会を公開とし、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

傍聴者の確認をお願いします。

○中原資源リサイクル主事

いません。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

傍聴人はいないとのことですが、会議途中で傍聴希望者がいらっしゃった場合は、随時お入りいただきますのでよろしくお願いいたします。

会議開催にあたり感染拡大防止のため、アクリル板の設置、窓を開けての換気、一部議事進行の簡略化をさせていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、審議会の成立についてですが、朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第2項で、「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」こととしておりますが、本日は10人中10人の出席でございますので、会議が成立することをご報告いたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に送付しております資料として、資料「朝霞市・和光市ごみ処理広域化について」をお送りしております。過不足等ございましたら挙手にてお知らせください。

○各委員

（過不足なし）

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第1項において、「会長は会議の議長となる」と規定されておりますので、以後の議事進行については松波会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○松波会長

皆さんおはようございます。それでは議事を進めさせていただきます。

「議題（１）朝霞市・和光市ごみ処理広域化について」について、朝霞和光資源循環組合から職員が来ています。説明をお願いします。

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

皆様、おはようございます。朝霞和光資源循環組合の鈴木と申します。

本日は、このような機会をいただきありがとうございます。

「朝霞市・和光市ごみ処理広域化について」のタイトルで事務局からお題をいただきました。本日は、組合における、ごみ処理広域化のこれまでの進捗状況について、お伝えできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は、事務局から事前に配布させていただきました資料を基に、進めさせていただきます。資料をご覧くださいながら耳を傾けていただければと思います。

資料1枚飛ばして、3枚目、右下に「3」とあるページをご覧ください。

こちらは、本日の内容でございます。

- 1) 「これまでの経緯」、
- 2) 「朝霞和光資源循環組合の組織の概要」、
- 3) 「埼玉県内施設状況」、
- 4) 「基本構想概要」、
- 5) 「事業実施概要」、

以上5項目につきまして、お話しをさせていただければと思います。

次の4ページをご覧ください。

こちらは、組合設立までの経緯となっております。平成30年8月に、朝霞市と和光市で「ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結しており、このことを契機に具体的な検討が開始されております。

この基本合意書の中では、朝霞市と和光市がごみ焼却処理施設を共同で建設することのほか、今回の建設地を和光市内とし、次回を朝霞市内とすることや、平成31年度から、検討組織としての協議会を、和光市役所内に設置することが盛り込まれました。

そして、平成31年4月には、この基本合意書に基づきまして、「朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会」、こちらは、両市の市長と、副市長を委員とした会議体となりますが、こちらを設置し、両市の廃棄物減量等推進審議会や市議会への報告を行いながら、ごみ広域処理の枠組みについて、全7回にわたり協議を行ってきました。

また、令和2年4月には、「ごみ処理広域化基本構想（素案）」について、両市でパブリックコメントを実施したところ、合わせて58件のご意見をいただきました。

令和2年5月には、パブリックコメントでいただいたご意見等について所要の修正を加えまして、協議会において、「ごみ処理広域化基本構想」を策定し、10月には事業主体となる朝霞和光資源循環組合が設立され、現在に至っております。

次の5ページをご覧ください。

こちらは、私が所属しております朝霞和光資源循環組合の組織図となっております。

この組織は、朝霞市と和光市がごみを共同処理するために、令和2年10月1日に設立されました一部事務組合で、特別地方公共団体でございます。

上の赤枠内に組織の長となる管理者と副管理者と記載がありますが、管理者には、「和光市長」、副管理者には「朝霞市長」がつきまして、そのもとに、和光市と朝霞市から、職員を4名ずつ派遣し、現在、8名体制で、令和10年度からの新施設稼働に向けて、調査や検討を開始したところでございます。

6ページをご覧ください。

こちらの地図は、埼玉県内における、令和2年7月の埼玉県の資料で、ごみ処理施設の配置状況を表したものになっています。

この図では、ごみ処理施設の建設位置を黒い点で表しており、それぞれ1日当たりの処理量で表す施設規模を併記してあります。

また、例として、さいたま市のように実線で区切られた市や町を単位としてごみ処理を単独で、または秩父市周辺地域のように広域に共同で行っている状況がみてとれます。

ちなみに、埼玉県内には、ごみの広域処理を行うために設置された一部事務組合が、当組合を含め13団体ございます。

近隣地域、東上線、武蔵野線沿線の組合に独自に色付けしております。

近隣ですと、新座市・志木市・富士見市が広域で処理を行う「志木地区衛生組合」や、蕨市・戸田市が広域で処理を行う「蕨戸田衛生センター組合」がございました

また県東部に、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町を構成市町とする東埼玉資源環境組合がございます。

次に、朝霞市・和光市で作成した基本構想の内容に少し触れたいと思います。

7ページをご覧ください。

現在、朝霞市と和光市では、それぞれが保有する「朝霞市クリーンセンター」と「和光市清掃センター」において、一般廃棄物の中間処理を、それぞれ各市単独で行っております。

両市のごみ焼却処理施設の現状を申し上げますと、朝霞市も和光市も同じ規模の施設となっていますが、朝霞市は平成6年の竣工、和光市は平成2年の竣工ということで、「老朽化による処理能力の低下」や、そのことに伴う「維持管理コストの増加」が共通の課題となっております。

また、厳しい財政状況の中で優先順位をつけながら延命化を図っている状況となっております。

このようなことから、今後、予期しない故障等により、ごみの受入れが滞ることのないよう、早期の建て替えが求められております。

また、環境省や埼玉県においても、環境負荷の低減や、熱エネルギーの効率的な回収の他、財政負担の低減（国の交付金の活用）などを目的として、「ごみ処理の広域化」を推進しているところでございます。

以上が、広域化について、両市で検討を行ってきた背景となっております。

8ページをご覧ください。

こちらは、基本構想で検討した広域処理の基本方針でございます。

広域処理を進めるにあたりまして、両市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、4つの基本方

針を定めております。

まずは、一つ目の柱としましては、経済性・効率性を確保したごみの広域処理体制を構築することとしております。

次に、二つ目としまして、災害時の対応なども含め、安心・安全・安定的な広域処理体制の構築を目指し、確立された技術による信頼性の高い広域処理施設の整備を目指すものとしています。

次に、三つ目としまして、廃棄物エネルギーの有効利用、そして、省エネルギー（LED、高効率器機）や再生可能エネルギー（太陽光パネル）の導入によって、環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指すものとしています。

そして、四つ目としまして、環境学習機能の付加（社会科見学、情報開示）や、周辺地域との連携・協力によって、地域社会に貢献できる広域処理施設の整備を目指すものとしています。

9ページをご覧ください。

こちらは、広域処理を行う範囲について、図で表したものとなっております。

図では、ごみの分別・排出から、収集運搬、中間処理、資源化・処分までの一連の流れを表しておりますが、今回、朝霞市と和光市で、広域処理により実施するものは、右側2つの「中間処理」と、「資源化・処分」となっています。

まずは、両市の老朽化したごみ処理施設の建て替えを目的としておりますので、段階的な広域化への移行を念頭に、事業を進めてまいります。

「中間処理」の前段階にあります、「収集・運搬」につきましては、福祉関連施策と連携した行政サービスである「戸別収集」などの取組みを実施している他、集積所の管理など、地域コミュニティと密接な住民サービスでもありますので、当面の間は、広域処理の業務範囲には含めず、両市が協力しながら、実施していく方針としております。（災害時の対応や事業ごみ e トン c.）

なお、資料下段の枠にあるとおり、広域処理を行う範囲については、継続的に検討していくこととしておりますので、朝霞市・和光市・資源循環組合の三者を中心にして検討することとしております。

10ページをご覧ください。

次に、整備を予定している広域処理施設が処理を行う「ごみの種類」と、「施設の規模」について、お話しさせていただきます。

こちらは、冒頭でもお伝えしましたとおり、老朽化が進んでいる焼却施設の更新が急務となっておりますので、「燃やすごみ」が主な対象となりますが、「燃やせないごみ（不燃ごみ）」や「粗大ごみ」についても、中間処理を行う工程の中で、焼却施設へ投入する残渣物が多く発生する関係で、同一敷地内に整備することが合理的であるため、広域処理施設の処理対象に含め、合わせて整備を行うものとしております。

その他の「びん・かん」や「プラスチック」といった資源につきましては、段階的に、効率的な広域処理体制を目指し、将来的には、全てのごみ種について、広域処理が実現できるよう引き続き検討してまいります。

また、将来における年間ごみ排出量の処理に必要となります、施設の規模につきましては、焼却施設が日量で173トン、不燃・粗大ごみ処理施設が日量で15トンとなっております。

この施設規模につきましては、両市の人口データやごみ量の変化も踏まえまして、今年度から検討に着手します「施設整備基本計画」において、再度精査する予定でございます。

11 ページをご覧ください。

こちらは、広域処理施設の建設予定地になります。

場所は、現在の和光市清掃センターの道路を挟んだ向かい側となりますが、赤線で囲っている範囲を想定しておりまして、敷地面積は、およそ2.5ヘクタール、25,000平方メートルとなります。

建設予定地内には、点線で表示していますが、和光市の旧ごみ焼却場の跡地や、清掃センターの駐車場が含まれており、不足分については、地権者のご協力を賜りながら、周辺農地等を含めて必要面積を確保していく予定でございます。

また、令和3年度から4年度にかけては、後で出てきますが、本事業に伴う周辺環境への影響について、必要な対策について検討を進めていく予定となっております。

次に組合で行っている、または行う建設事業に係る内容でございます。

12 ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度組合発足からの事業予定スケジュールとなっております。

新施設の稼働は、スケジュール表右下のとおり、令和10年度を予定しております。

令和10年度稼働を目標として、現在、用地取得事業と並行しまして、建設予定地に関して、整備に必要となります様々な調査を行っているところです。

令和3年度～令和4年度にかけては、現在実施している内容となりますが、4番「測量」や「地質調査」、5番「生活環境影響調査」などを行いまして、6番「施設整備基本計画」の策定を進めているところです。

なお、6番の「施設整備基本計画」の策定につきましては、パブリックコメントを実施することとしており、パブリックコメント実施の前あたりで、住民説明会を開催する予定であります。

また、1つ上の5番、生活環境影響調査につきましても、条例に基づき縦覧期間を設けることとしております。

そして、その後、令和4年度後半には、「都市計画変更の手続き」や、「整備運営事業者の選定手続」の準備に着手し、令和5年度中の事業契約の締結を目指しまして、令和6年度から9年度にかけて、「実施設計」、「建設工事」を行い、令和10年度の新施設稼働開始に向けて、進めていきたいと考えております。

13 ページをご覧ください。

先ほどのスケジュール表の3番、地歴・埋設物・土壌汚染状況調査でございます。

令和2年度に実施した地歴・埋設物調査につきましては、右の図の破線の範囲の整備予定地の土地利用の履歴を調査し、有害物質による汚染の可能性について整理する内容でございます。

また、右図の塗りつぶしの範囲の和光市旧焼却場用地につきましては、埋設物の予備調査を行い、埋設物、有害性の有無について確認する調査でございます。

この地歴・埋設物の調査結果を踏まえ、土壌汚染状況調査計画について埼玉県と事前協議を行っており、今年度下半期に土壌汚染状況調査の実施することとしております。

これから実施する土壌汚染状況調査につきましては、「土壌汚染対策法ガイドライン」による土壌のサンプリング及び分析調査を行い、今後、法律に基づく手続を想定した内容で整理するものでございます。

14ページをご覧ください。

スケジュール表4番、測量・地質調査でございます。

測量調査につきましては、建設予定地の敷地を確定させるため、過去の土地改良事業（坂下土地改良事業）の経緯を踏まえ、登記情報及び関係図面との整合を図るために調整を行うものでございます。

地質調査につきましては、地盤状況についてボーリング等による調査を実施するもので、支持層の確認や土質（どしつ）の調査など、施設の杭の選定、杭の長さといった施設設計に必要な情報を得るために実施するものでございます。

15ページをご覧ください。

スケジュール表5番の生活環境影響調査でございます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づいて実施するものでございます。

生活環境影響調査につきましては、およそ1年間かけてデータを収集する現況把握を行い、次の出てくる新施設の仕様を検討する施設整備基本計画と連携して、予測を行う内容となっております。

表にあるとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、景観について調査を行います。この調査のうち、煙突排ガスの影響や廃棄物運搬車両の走行に係る部分については、施設建設予定地の外にも調査範囲を広げ、周辺調査も含むこととしております。

現況把握の調査につきましては、7月より順次実施中でございます。

なお、調査結果につきましては、組合の「生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」に基づき縦覧を行うこととしておまして、時期については来年の夏以降、秋頃になると考えております。

16ページをご覧ください。

スケジュールの6番目、施設整備基本計画の策定でございます。

左側、業務内容にある①～⑤につきましては、廃棄物処理施設の整備検討における技術的知見やPFI等の導入検討における経済性及び法的課題に関するノウハウを有する事業者の支援を受けることが必要であると考え、委託業務として事業者の支援を受けているところです。

①のごみ広域処理施設整備基本計画、③のPFI等導入可能性調査につきましては、右側のごみ広域処理施設建設検討委員会で主な議題について審議検討を行いながらまとめていくこととしています。

ごみ広域処理施設建設検討委員会は、条例設置で15名の委員で構成しておまして、廃棄物専門分野の方、組合議会議員、行政から両市の副市長・市民環境部長、市民の代表として自治会連合会からの推薦、また、組合のホームページや両市のそれぞれ5月の広報誌に公募依頼の掲載をお願いして募集した市民公募の方、朝霞地区四市廃棄物処理協会から委員をお願いしており、廃棄物処理協会から大村委員にも参加いただいているところでございます。

委員会での主な議題は右下のとおりでございますが、これら個別の議題のほか、基本計画の

素案やパブリックコメントでの意見の回答案なども審議していただく予定であります。

17ページをご覧ください。

施設整備基本計画は、広域ごみ処理施設の計画策定の大きな柱としております。

測量調査、地質調査、土壌汚染状況調査結果は施設整備基本計画に紐づけ整理することとしております。

生活環境影響調査は、施設整備基本計画で環境目標や施設の仕様といった情報の提供を受け、予測調査を行い、環境目標をクリアできるように必要な対策を相互で検討しながら、施設整備基本計画に反映させていきます。

施設整備基本計画の策定の見込みが立ちましたら、次のステップである「事業者選定」に取り掛かっていく予定としております。

これまでの経緯から現在実施している事業の内容に関する説明は以上でございますが、最後のページをご覧ください。

最後のページは、朝霞和光資源循環組合のホームページの紹介で、トップページや、事業紹介ページの一部をご覧ください。

今後の進捗については、随時更新し、情報公開に努めていきたいと考えております。

以上で組合からの説明を終わらせていただきます。

引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○松波会長

ただ今の説明に関しましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

○山下委員

1点お聞かせいただきたいのですが、今後施設建設の計画にあたって、中心はごみ広域処理施設建設検討委員会になると思うのですが、朝霞市の場合、廃棄物減量等推進審議会とは、ごみ処理施設を建てるに当たって、どのような関係性になるのでしょうか。

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

概要で説明いたしますと、9ページに市と組合の分担があります。中間処理、資源化処理については組合が行う。循環組合の主な役割は、排出、分別、収集運搬に関する事業の調査になります。施設を整備するに当たりましては、朝霞市と和光市の、審議会において、減量政策を協議していただきました後に、173トンと施設規模を概算で出しており、それを組合として内容を精査したものが、審議される内容となります。

ごみ処理の減量化にあたって、それが組合に反映されるかどうかという事が課題になるのかなと思います。

また、組合と、その審議会というのが直接的には絡んでこないですが、審議会の情報を朝霞市から組合に送るようになるのかなと思います。

○渋谷資源リサイクル課長

減量審につきましては今年2回目に、組合の職員さんを招きまして、進捗状況をご説明いたしたいということで開催しました。この場においてご意見いただければ、組合の職員方が戻って対応する形もございますし、引き続き皆さんに進捗状況をご説明していきたいと思っておりますので、この場でご意見頂けるケースと、それからパブリックコメントを皆さんにお渡しして参加していただくことも考えておりますので、そのような対応をお願いいたします。

○山下委員

ありがとうございます。

16ページの方にごみ広域処理施設建設検討委員会が計画を立てる中で、令和4年8月までには全7回と回数的には決まっていますが、そこで話されたことが、この審議会にその都度情報が出てくるとかなどの、そのような形の連携とかは想定していないですか。

○渋谷資源リサイクル課長

その都度というのはないですけど、その節々において、というふうな形で考えております。

○山下委員

ごみ広域処理施設建設検討委員会というのは、委員が15名ですけれども、まあ市民の方もいらっしゃるんですが、市民公募の方も一人ずつ朝霞と和光で選定しておりますが、募集方法も論文とまでとはいかないけど文章を書いて応募して選定された方なので、一般市民の方といってもたぶん相当関心のある方で構成された方で話合っていくことになると思うのですが、その計画作成に当たって、先ほどパブリックコメントとか説明会と話はありましたけれども、基本構想を作る時の説明会とか開催はされたけど、どうしても、参加者っていうのも10名程度や、パブリックコメントもだいたい意見くださる方など決まってると思うのですが、そういう市民参加的な所で、何か他の工夫とか考えられているものはありますか。

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

そうですね。パブリックコメントと説明会、基本構想説明会と、あと単独でやったときにも、基本計画の説明会をやったのですが、人数は少なかったです。あと地理的なことで、和光市の方に、もっと実はもっと参加してもらいたい。朝霞と和光で説明会やるとどっちかという朝霞の方が人数的に多くて、和光の方は、和光市の北側にあるので南側の人には関心がない状況が続いております。

和光市の内容でいうと、和光市では、市民グループの方が独自に説明を求めたいということがあったり、朝霞でもありまして、グループの方が意見を聞きたいという事を受け入れたり、そういったことで、個別には対応はしているところです。全体的な枠を広げるためには、朝霞市の広報紙に年2回は組合の情報を載せてもらえるような交渉をしていて、組合では広報紙は作っていないので、朝霞市の広報に朝霞地区一部事務組合と同様に決算や予算が主な内容のものを載せました。その他に載せられる情報があれば、朝霞市、和光市の広報誌に載せていきたいということで動いています。

特別な何かというのはないんですけど、構成市の広報紙に何か載せられるかというところで

す。

○山下委員

ごみという身近な課題ということで、関心の持っている方は多いと思うのですが、実際声を上げることとか、会議に参加したいとかそういうことする人ってなかなか実際多くはないと思うのですが、検討委員会自体にもごく限られた人しか参加しないという事で、ひとつは審議会を市民意見を集約する場として活用するだとか、実際に建設の計画を作るのはすぐですが、この先実際施設が稼働するまでは相当な年数があって、今このことに限らず、市民意見とか募集するやりかたで、例えばネット関係のツールを使って、何か情報はありますか、というような感じで投げかけて、例えば、ラインで意見を返してもらうなど、そういう仕組みでいろいろな方の意見を集められるようにして、全員で焼却施設を作っていけるような形ができればと思います。あと今回和光に建設ということで、朝霞と和光の市民同士で何か意見交換をする場をうまく作っていくなど、そういうことを御検討していただけたらと思います。意見でございます。

○松波会長

他にございますか。

○野平委員

今回の広域化の話の中で作られるのが焼却炉と粗大ごみ処理施設ということで、一般家庭から出るリサイクルするビン、缶ですとかプラスチックについて処理されないでそれぞれの市でやるということで、広域化ということなのかなというところで説明いただければと。

あと、市民の方が持ち込む際にこれまで市で単独でやっていたので処理料金、50キログラムまでタダですよとか粗大ごみの回収はいくらですよとか、料金形態は、和光市さんと相談して統一にするのか、それは市ごとの考えで今後いくのかなど、議論がされてるのかと思いますので、その辺のところ御説明していただければと

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

朝霞市と和光市と組合の意思決定の場としては、両市市民環境部長と資源リサイクル課長、組合、構成市連絡会であるとか、議会の期毎にやるようなことには、両市、市長も参加するような会議もありますので、そういった場で協議・意志決定はしてくものと考えています。細かい事務作業につきましても、両市のこちらの資源リサイクル課と和光市は環境課、組合の3者担当レベルの勉強会みたいな会議体を作って、細かい作業も進めていくようなこととしております。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

補足させていただきますと、ごみを持ち込みいただいた時の料金、朝霞市の場合ですと10キログラムあたり60円家庭のごみですといただいておりますけれども、こちらは、和光市とも実は現状同じ価格です。ただ、最初の20キログラムまで無料とか若干、微妙に制度が

違う部分がありますので、そのあたりを統一できるかとかはこれから協議をしていきたいなと思っております。で、ごみの分別の内容につきましても、基本的には両市ほぼ同じ、収集頻度も同じなんですけれども、細かい部分が若干違うところありますので、そこはこれから協議して、まあそろえてくのかどうするのかということを考えていきたいと思っております。以上です。

○松波会長

他にございますか。

○大村委員

今後の話しになるかと思いますが、現場で作業される方の立場で考えてみたときに、粗大ごみ、不燃ごみは基本的に分別して破砕して、埋立する物は埋立、リサイクルするものはリサイクルする流れになっていますけれども、時代に伴って不燃物の中身が変わってますが、現在一番危ないと思うのが、リチウムイオンバッテリーの爆発だと思うんです。パソコンの中とか、携帯電話の中に、バッテリーが入っていて、破砕機の中に入れると爆発したりするんですよ。市民の方が100パーセント分別していただければ、そういうことは起きないんでしょうけども、理論上引越しする方も多い中で、100パーセント分別っていうのは難しい、という前提に立った上で、今後のプランの中で例えば、不燃ごみも分別がしやすいような、現状も仕組みを設定されているのかもしれないけど、そういったことも加味されると良いのかなと思えました。

○渋谷資源リサイクル課長

今、国の方では新しく新法ができていますけれども、分別収集等の流れが変わる可能性がございます。現時点で、どこまでとは答えられないこともありますので、この辺も開始までに分別収集については研究していきたいと思えます。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

少し補足させていただきます。今、お話ございましたリチウムイオン電池、充電できる電池関係ですが、朝霞市でも今現状毎日処理はしております、そこは非常に課題であるにとらえております。市民の皆様には充電して使う装置は、電池は外せるものは外して頂き、外せない物も最近多いですので、充電して使う装置は、透明な袋に入れて、黄色いかごの横に、燃えないごみの日に出して下さいということでお願いをさせていただいております。こういった火災防止とか事故防止の対策に付いては、組合のほうにもしっかりと引き継いでいきたいというふう考えております。以上です。

○松波会長

他にございますか。

1点目4ページの方で今回、広域で和光市内に建設ということで、次回は朝霞市内とありますが、これは何年後に何処にするのかとかわかっているのかどうか、ということと、それと現

存のクリーンセンターは廃止になるのでしょうかというのが1点。

それと2点目8ページの基本方針で地域社会に貢献できる形で、とあるが例えば避難所に利用できるような施設を追加するとかそういった検討はあるのか。

それと3点目10ページで焼却炉173トンとあるのですが朝霞と和光合わせて、120トン、120トンで240トンというのが今の規模だと思うんですけど、これでは足んなくならないのか。

それと4点目11ページ建設予定地について、立地の予定地が定まっているが、それについて近隣住民の批判等はないのかという問題はないのか。

あと5点目、13ページで土壤汚染状況調査で鉛が基準値を上回ったということでこれについての対応はされるのか。以上です。

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

朝霞市に建設されるのが何年後かというのは、実はまだ決まっていなくて、恐らく30～40年後であろうと考えております。今度建てる施設をどのくらいの稼働年を目標として事業を設置するかというのは、今後検討委員会で話し合いをするところです。現在の施設ですが、新しい施設が建て終わったら、時期は未定ですが、いずれ解体する予定としております。解体ができれば、机上の考え方ですが、災害廃棄物置場とかのスペースができるのはないのかという案もごございます。

それから、8ページの基本方針で避難所に関するご質問ですが、それぞれの危機管理部門で避難所というのは恐らく小学校や公民館とか設定しておりますので、避難所としてよりかは、一時避難スペースというような考えで、事務局で考えております。交通遮断とかがあった場合には、そこに一時滞在できて一泊なり二泊なりできるような状況は作るような必要があるのかなと思います。ただ、水害の恐れがある地域なので、水に対する避難所には向かないと考えております。当然、地震対策はしますし、薬剤保管等があれば、施設の稼働も可能かと考えておりますので、新しい施設では電気供給とかも心配なくなりますので、そういったことで一時避難の役割として担えればと現在の事務局の考え方です。

それから施設規模が足りなくないかということですが、現状朝霞市と和光市それぞれ減量化目標を定めて、実際コロナ禍以前までは、少しずつ減ってきている状況にあります。そういったごみ量の数量を鑑みて、173トンという現在の試算をしております。また、改めまして検討委員会で精査をする予定としております。

それから敷地ですが、現状組合に直接反対や抗議はございません。旧ごみ焼却場敷地外は、農地であったり、事業所だったり、そういった方に土地の交渉をしているところですが、それぞれ条件等はございますが、組合に売っていただける話に異論はないということです。

あと鉛の対策の話ですが、令和2年度の埋設廃棄物調査において、一地点で基準値オーバーの鉛が検出された。それに基づき対策につきましては、土壤汚染状況調査でもっと細かな精査をいたしまして、対策を練っていくこととなります。土を入れ替えるのか、封じ込んでしまえばいいのか、そこらへんは調査結果によってこれから検討いたします。

○松波会長

他にございますか。

○松下委員

ご説明ありがとうございました。発信等に関してなんですが、中々伝わりづらいというか、伝えたい方のところまで広く伝えるのが難しいと思っていまして、私どもの協議会も協力させていただければと思いますので、その時にはお声掛けいただければと存じます。あと、先ほども話が出ていた水害は兼ねてからこの土地に関しては言われているところではあるのですが、現在それに対して取る予定の対策がありましたら教えていただければと思います。

あと、1点確認なんですが、稼働後両市の費用の分担に関しては、人口割等ではなくて、排出量に基づいてということをお聞きしておりますが、それで間違いはないでしょうか。もしも、そうであればここから稼働するまでの間にしっかりと市民の方に減量化、分別の徹底をしていくなど、対策の考えを持ってやっていく必要があると思っておりますが、どのように取り組んでいかれるおつもりなのでしょうか。先ほど会長の方で施設規模の話も出ていましたけども、そう考えるとそこはしっかりやっていかななくてはならない点だと思うのですが、そこに対する取り組みがありましたら教えていただければと思います。以上です。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

若干順番前後しますが、先に費用分担の件お答えさせていただきます。排出量で実際に稼働が始まった後は、排出量に応じてそれぞれの市に費用が分配されるということが規約に定められておりますので、市民一人あたりの排出量が減ればそれだけ朝霞市の負担が相対的に減ってくるということになります。先ほどご説明申し上げたとおり、最初はまず燃えるごみとそれから粗大、不燃ごみからスタートするということです。資源に回していただくとそれだけ組合に払う費用が朝霞市は減る訳ですね。燃やすごみは、中身を分析しますと紙の類い、それからプラスチック、容器包装関係が結構多く含まれています。現状そういうことになっておりますので、ここの分別をしっかりとやっていただくことによって、再資源化も進みますし、お金の面でも助かってくることですので、分別、特に資源関係に分別をきっちりやっていただくということを力を入れてやっていきたいと思っております。

○鈴木朝霞和光資源循環組合施設課主幹

水害対策の面でございますが、ごみを落とす溜める場所のごみピット、車が入ってごみを落とすプラットフォームにつきましては、浸水水位よりも高い位置に設置することで、ごみの水浸しにならないようにということは検討しています。そのためには、ランプウェア方式と言いまして、斜めの上り坂を上って行くような道を作る必要があると考えております。あと、電気室、中央制御室、非常発電機なども当然水位よりも高い位置にそういう部屋を設ける必要があると考えております。ごみのピットの話が出ましたが、それと同様に灰につきましても、水位を意識した床の高さというものを検討しているのが、今基本構想の状況です。

○松波会長

他にございますか。

1点質問ですが、ごみ広域処理施設建設委員会は立ち上がっていますか。

○鈴木朝霞和光資源循環組施設課主幹

第1回を行いまして、今月に第2回、来月に第3回を予定しております。

○松波会長

ここでの議論の内容というのは、こちらに上がって来ないですか。

○渋谷資源リサイクル課長

ホームページP等では上がってくるんですけど、次回のこの場の審議会の予定が2月になっていきますので、その段階での会議録をお渡しすることは可能かなと思いますが。

○松波会長

この審議会でも共有した方がいいのではないですか。

○渋谷資源リサイクル課長

もし議題で1項目を設けるのであれば、また改めてお願いするとかあると思います。これは議会を決めるのは、会長の方と決めさせていただければと思います。

○松波会長

その他意見、ご質問はございますか。

ほかにご意見等がないようでしたら、議題（2）その他の項について、事務局からお願いします。

○高橋資源リサイクル係長

【議題（2）その他】の項について、事務局より説明させていただきます。

まず、今後の審議会の開催予定ですが、令和3年度はあと1回、年明け1、2月頃の開催を予定しております。日程の詳細につきましては、近くなりましたら事務局より日程調整の御連絡をさせていただきます。

次に、審議会の会議録の作成についてですが、これまでどおり事務局にて全文記録として作成し、会長に内容を確認いただいたのちに確定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の会議録は、内容が確定したのち、委員の皆様へお送りさせていただきます。事務局からは以上です。

○松波会長

ありがとうございました。では、本日の会議全体を通して、ご意見等ございませんでしょうか。

○各委員

(意見なし)

○松波会長

それでは本日の議題は、すべて終了いたしましたので、事務局へお返しします。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

以上をもちまして、令和3年度第2回朝霞市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。本日はありがとうございました。